

# 徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申第262号

## 第1 審査会の結論

徳島県教育委員会の決定は、妥当である。

## 第2 質問事案の概要

### 1 公文書公開請求

令和5年10月30日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「県が導入したタブレットに関する契約書から現在までの経緯経過が分かる書類全部（教育長の謝罪会見した）プレス資料含む」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

令和5年12月28日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、別表のとおり公文書を特定した上で、同表に掲げる条例第8条の該当する号に該当する部分を除いた部分を公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和6年1年12日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 質問

令和6年5月28日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき質問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

審査請求書には「県の枉法行為を確認した為」と記載されている。

### 2 審査請求の理由

審査請求書には「タブレットの契約書に基づく中で、8,700台が故障した。その事故要因に係る欠陥等があるのに賃借する予算7,200万を要求しているのに、見積りするのに、業者のパンフレットがないと、事故原因報告調査した資料を出せ」と記載されている。

## 第4 実施機関の説明要旨

### 1 本件請求の経緯について

審査請求人が本件請求を行った背景は以下のとおりである。

徳島県は、全学年の児童生徒一人ひとりがそれぞれ端末を持ち、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現するという、国のG I G Aスクール構想に基づき、全国に先駆けて、義務教育段階のみならず、高等学校段階の生徒に対しても、「1人1台端末」を整備した。

この高校段階に導入した1人1台端末について、令和3年4月に16,500台が納入されたが、令和5年7月頃から、端末のバッテリーが膨張することにより使用不能になる事案について学校から複数の報告が寄せられていたことから、当該端末を使用している全ての県立学校に対して、故障等の状況を調査した。

調査の結果、多数の端末が故障状態にあり、予備機等で対応しても、生徒数に対して端末が不足する状況が判明した。

そこで、生徒1人1台の状態に復元するため、令和5年11月補正予算において、端末6,500台分のリース料金として7,200万円を予算要求したものである。

### 2 審査請求の趣旨について

審査請求人からの電話連絡の結果、審査請求人は、①令和5年11月補正予算において、タブレット端末のリース代として7,200万円を予算要求した際に提出しているはずのタブレット端末のパンフレット②タブレットの故障等に関する事故原因について調査した書類を求めているものである。

### 3 本件処分の妥当性について

本件請求の対象となる公文書として、「令和2年度から調達手続きを開始した県立学校に導入したW i n d o w sタブレット及びi P a dの調達に関する書類」、「端末に不具合が生じた際の学校への対応指示に関する文書及び修繕簿」を条例第8条に該当する部分について非公開にした上で、公文書部分公開決定処分を行った。

これに対して審査請求人は、当該決定の非公開部分の公開を求めているわけではなく、上記①及び②の書類が存在しているはずであると思料し、当該公文書の公開を求めているものと認められるものである。

①について、令和5年10月30日の本件請求時点では、タブレットの調達に向けて検討段階であったが、議会での議決も経ておらず、本件請求は県が導入したタブレットを対象としているので、本件請求の対象外である。また、仮に導入予定のタブレットに関する書類も本件請求対象に含めるとしても、実施機関において、仕様を満たすことを確認するための必要な機種情報をインターネット等で確認していることから、パンフレットについては必要ないため取得していない。

②について、納入業者である（株）〇〇徳島支店において、外部の民間検査機関

に対してバッテリーの解析を依頼し、本件請求日時点で調査中であるとの状況であり、その調査結果については、公文書として保有していない。

したがって、審査請求人が要求する公文書については、実施機関は、作成し、又は取得していないため、当該公文書については、公開しなかったものであり、本件処分は妥当である。

## 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和6年5月28日	諮詢
令和7年9月26日 第1部会（第27回）	審議
同年 10月27日 第1部会（第28回）	審議

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、令和2年度から令和3年度にかけて県立学校及び小中学校に導入したW i n d o w s タブレット及びi P a d （以下これらを総称して「当初導入したタブレット」という。）の調達に関する書類並びに当初導入したタブレットの不具合に対応した文書の公開を求めるものである。

実施機関は、本件請求に係る公文書として、別表に掲げる公文書を特定し、本件処分を行っているのに対し、審査請求人は、令和5年11月補正予算で要求した賃貸借に係るタブレットのパンフレット及び当初導入したタブレットの故障等に関する事故原因について調査した書類の不足を主張しており、公文書の特定を争っていることから、実施機関が行った公文書の特定の妥当性について以下検討する。

#### (1) 補正予算で要求したタブレットに関する文書について

令和5年11月補正予算で要求したタブレットは、当初導入したタブレットの多数がバッテリー膨張により故障したことから、不足する台数を調達することとなったものであり、このような観点から、審査請求人は、当該予算要求したタブレットに関する書類も「現在までの経緯経過がわかる書類」に含まれると主張しているものと解される。

しかし、令和5年11月補正予算で要求したタブレットは、当初導入したタブレットとは別個の予算に基づくものであり、当初導入したタブレットとは別個の調達手続を新たに行うものである。公文書公開請求書の記載には「県が導入した

タブレットに関する」という限定がなされている以上、「今までの経緯経過がわかる書類」とは、当初導入したタブレットに関する一連の不具合対応に係る公文書までは含まれると考えられるとしても、新たなタブレットの調達に関する公文書は、当該限定を超えるものと解される。

したがって、実施機関が本件請求の対象公文書として、令和5年11月補正予算で要求したタブレットに関する文書を含めないで特定したことは、特段不自然・不合理とはいえない。

また、このように解しても、審査請求人は、別途公文書公開請求をすれば、令和5年11月補正予算で要求したタブレットについての公文書の公開を求めることができるから、審査請求人の救済に欠けるところはない。

#### (2) タブレットの故障の原因を調査した書類について

バッテリー膨張による故障が多発した〇〇社製タブレットを納入した株式会社〇〇が令和6年3月29日付で発出したプレスリリースによると、同社は同年1月31日に、バッテリー膨張についての第三者検査会社作成に係る検査結果報告書を、実施機関に対し提出している。

そうすると、令和5年10月30日の本件請求時点では、実施機関はタブレットの故障の原因を調査した書類を取得しておらず、保有していないこととなる。

#### (3) 小括

以上により、本件請求に係る公文書として実施機関が特定した公文書には特段の不足はなく、実施機関の行った公文書の特定は妥当である。

### 4 実施機関が非公開とした部分の非公開情報の該当性について

実施機関が特定した公文書のうち非公開とした部分について、審査請求人は争っていない。審査会において当該公文書を見分したところ、実施機関が非公開とした部分に記録された情報は、いずれも条例第8条第1号、第2号又は第4号の非公開情報に該当するものと認められる。

### 5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 6 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	
戸田 順也	弁護士	

別表

公文書の件名	非公開とした部分	条例第8条の該当する号
県立中学校分 (W i n d o w s )		
R 3. 3. 30 支出命令書 (遅延利息)		
R 3. 3. 30 調定決議書 (遅延利息)		
納期遅延についての理由書	○○会社代表社員の印影 ○○社の印影 署名	第2号 第2号 第1号
遅延利息の徴収について(問い合わせ)		
R 2. 12. 28 業務報告書 (義務教育段階の1人1台端末 (W i n d o w s ) 納入遅延に関する協議)		
R 2. 12. 11 業務報告書 (義務教育段階の1人1台端末 (W i n d o w s ) 納入遅延に関する協議)		

R 3. 3. 30 支出命令書	金融機関コード、支店コード、金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義	第4号
請求書	○○会社代表社員の印影	第2号
	金融機関名、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義	第4号
検収承認書		
納品書	○○会社代表社員の印影	第2号
契約書	○○会社代表社員の印影	第2号
R 2. 8. 24 支出負担行為決議書		
契約の締結について	予定価格	第4号
応札仕様書	個人名及び携帯電話番号	第1号
	○○会社代表社員の印影	第2号
見積書	○○会社代表社員の印影及び(株)○○徳島支店長の印影	第2号
見積微収伺	予定価格	第4号
入札比較書	予定価格	第4号
予定価格調書	予定価格	第4号
入札書	住所、個人名及び印影	第1号
	○○会社代表社員の印影	第2号
再入札書	住所、個人名及び印影	第1号
	○○会社代表社員の印影	第2号
委任状	住所、個人名及び印影	第1号

	(株) ○○徳島支店長の印影	第2号
入札受付書	役職、個人名、携帯電話番号及びメールアドレス	第1号
応札仕様書等受付書	役職、個人名、携帯電話番号及びメールアドレス	第1号
応札仕様書	個人名、携帯電話番号及びメールアドレス	第1号
	(株) ○○徳島支店長の印影	第2号
性能証明書	(株) ○○徳島支店長の印影	第2号
入札に関する質問と回答	個人名及びメールアドレス	第1号
入札説明書交付業者一覧	個人名、携帯電話番号及びメールアドレス	第1号
一般競争入札・入札公告の県報登載・県ホームページ掲載（伺い）		
物品購入に関する執行委託について（伺い）	予定価格	第4号
入札説明書		
仕様書		
購入伺		
物品購入審査委員会結果通知書		
物品購入計画書及び提出書類一式	購入希望価格（単価、金額）	第4号
調達前審査結果について		
調達前審査申請書一式（情報システム機器調達）		
県立中学校分（i Pad）		
R 3. 4. 7 支出命令書	金融機関コード、支店コード、金融機関名、支店名、口座番号、口座名義	第4号

請求書	(株) ○○徳島支店長の印影	第2号
検収承認書		
納品書	(株) ○○徳島支店長の印影	第2号
R 2. 8. 24 支出負担行為決議書		
契約の締結について	予定価格	第4号
契約書	(株) ○○徳島支店長の印影	第2号
入札比較書	予定価格	第4号
予定価格調書	予定価格	第4号
入札書	住所、個人名及び印影	第1号
	○○社代表社員の印影	第2号
委任状	住所、個人名及び印影	第1号
	(株) ○○徳島支店長の印影	第2号
入札受付書	役職、個人名、携帯電話番号及びメールアドレス	第1号
応札仕様書	個人名、携帯電話番号及びメールアドレス	第1号
	(株) ○○徳島支店長の印影及び○○会社の代表社員の印影	第2号
見積書	個人名	第1号
	(株) ○○徳島支店長の印影及び○○会社の代表社員の印影	第2号
応札仕様書等受付書	役職、個人名、携帯電話番号及びメールアドレス	第1号
入札に関する質問と回答	個人名及びメールアドレス	第1号

入札説明書交付業者一覧	個人名、携帯電話番号及びメールアドレス	第1号
一般競争入札・県ホームページ掲載(伺い)		
入札説明書		
仕様書		
物品購入に関する執行委託について(伺い)	予定価格	第4号
購入伺		
物品購入審査委員会結果通知書		
物品購入計画書及び提出書類一式	購入希望価格(単価、金額)	第4号
調達前審査結果について		
調達前審査申請書一式(情報システム機器調達)		
県立高校分(W i n d o w s)		
R 3. 5. 31 支出命令書	金融機関コード、支店コード、金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義	第4号
請求書	(株)○○徳島支店長の印影	第2号
	金融機関名、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義	第4号
検収承認書		
納品書	(株)○○徳島支店長の印影	第2号
R 3. 4. 1 支出負担行為決議書		
変更契約書	(株)○○徳島支店長の印影	第2号
R 3. 3. 30 支出負担行為変更決議書		

契約書	(株) ○○徳島支店長の印影	第2号
R 2. 10. 7 支出負担行為決議書		
物品購入に係る仮契約の締結について	予定価格	第4号
入札比較書	予定価格及び入札書比較価格	第4号
予定価格調書	予定価格及び入札書比較価格	第4号
入札書	住所及び個人名	第1号
委任状	住所、個人名及び印影	第1号
	(株) ○○徳島支店長の印影	第2号
入札受付書	役職、個人名、携帯電話番号及びメールアドレス	第1号
応札仕様書	個人名及びメールアドレス	第1号
	(株) ○○徳島支店長の印影	第2号
見積書	印影	第1号
	(株) ○○徳島支店長の印影	第2号
応札仕様書等受付書	役職、個人名、携帯電話番号及びメールアドレス	第1号
入札説明書交付業者一覧	個人名、携帯電話番号及びメールアドレス	第1号
一般競争入札・県ホームページ掲載・入札公告の県報登載（伺い）		
入札説明書		
仕様書		
購入伺		

物品購入審査委員会結果通知書		
物品購入計画書及び提出書類一式	印影	第1号
	購入希望価格（単価、金額）	第4号
調達前審査結果について		
調達前審査申請書一式（情報システム機器調達）		
県立高校分（i Pad）		
R3.7.28 支出命令書	金融機関コード、支店コード、金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義	第4号
請求書	(株)○○徳島支店長の印影	第2号
	金融機関名、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義	第4号
検収承認書		
納品書	(株)○○徳島支店長の印影	第2号
R3.7.28 支出命令書（遅延利息）		
R3.7.28 調定決議書（遅延利息）		
遅延理由書	(株)○○徳島支店長の印影	第2号
遅延利息の徵収について（伺い）		
納入期限の延期及び遅延利息の徵収について（伺い）		
R3.4.1 支出負担行為決議書		
R2.10.14 支出負担行為決議書		
契約の締結について（伺い）	予定価格	第4号

契約書	(株) ○○徳島支店長の印影	第2号
入札比較書	予定価格	第4号
予定価格調書	予定価格	第4号
入札書	住所及び個人名	第1号
委任状	住所、個人名及び印影	第1号
	(株) ○○徳島支店長の印影	第2号
入札受付書	役職、個人名、携帯電話番号及びメールアドレス	第1号
応札仕様書	個人名及びメールアドレス	第1号
	(株) ○○徳島支店長の印影	第2号
見積書	印影	第1号
	(株) ○○徳島支店長の印影	第2号
応札仕様書等受付書	役職、個人名、携帯電話番号及びメールアドレス	第1号
入札説明書交付業者一覧	個人名、携帯電話番号及びメールアドレス	第1号
一般競争入札・県ホームページ掲載（問い合わせ）（再度入札）		
一般競争入札・県ホームページ掲載（問い合わせ）		
入札説明書		
仕様書		
物品購入に関する執行委託について（問い合わせ）	予定価格	第4号
購入伺		

物品購入審査委員会結果通知書		
物品購入計画書及び提出書類一式	印影	第1号
	購入希望価格（単価、金額）	第4号
調達前審査結果について		
調達前審査申請書一式（情報システム機器調達）		
その他		
R 5. 10. 26 記者会見プレス資料		
令和3年度1人1台端末利用開始説明会資料		
R 3. 5. 25 学習者用端末の不具合に係る対応について（通知）		
R 3. 5. 25 1人1台端末の不具合の発生について（知事レク資料）		
バッテリー不具合に係る○○社調査結果○○電池分析－210609（日本語機械翻訳）	個人名	第1号
R 3. 12. 3 1人1台端末の破損・不具合等の対応について（事務連絡）		
R 4. 4. 15 県立学校の児童生徒用端末の故障対応について（事務連絡）		
R 4. 12. 20 GIGA端末修繕契約書		
R 5. 2. 28 GIGA端末修繕契約書		
R 5. 4. 10 ○○社製1人1台端末に係る電波法未認証無線LAN（5GHz帯）の利用制限について（依頼）		

R 5. 4. 25 ○○社製1人1台端末に係る電波法未認証無線L A N (5 G H z 帯) の状況について (事務連絡)		
R 5. 5. 12 ○○社製1人1台端末の電波法認証取得に係る現在の状況について (事務連絡)		
R 5. 5. 25 ○○社製1人1台端末の電波法認証取得に係る現時点での状況について (事務連絡)		
R 5. 6. 1 ○○社製1人1台端末の電波法認証取得に係る現在の状況について (事務連絡)		
R 5. 7. 6 児童生徒端末(○○ ○○) W i n d o w s U p d a t e の一時停止について (事務連絡)		
R 5. 7. 11 児童生徒端末(○○) 5 G H z 周波数帯の電波法認証に係る技適マークの取得について (事務連絡)		
R 5. 9. 5 1人1台端末のバッテリー膨張に係る対応について (事務連絡)		
R 5. 10. 5 1人1台端末の故障対応について (依頼)		
R 5. 10. 16 1人1台端末の故障対応について (依頼)		
R 5. 10. 26 「タブレットを活用した学び」の継続について		
G I G A タブレット修理受付簿	個人名及び i p アドレス	第 1 号